

(証券コード6669)

平成18年10月12日

株 主 各 位

京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴岡町374番地

シ ー シ ー エ ス 株 式 会 社

代表取締役社長 米 田 賢 治

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年10月26日(木曜日)営業時間終了時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年10月27日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス 2階 葵の間

3. 目的事項

報告事項 第13期（平成17年8月1日から平成18年7月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第13期 計算書類承認の件

第2号議案 剰余金処分の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役4名選任の件

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

第7号議案 役員賞与支給の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○当社では、インターネット上に当社ウェブサイト(ホームページアドレス <http://www.ccs-inc.co.jp>) において招集通知を提供しております。

なお、事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における日本経済は、原油・素材価格の高騰や為替リスクが懸念されたものの、世界経済の成長を背景に輸出が増加し、企業収益の改善に支えられ設備投資や個人消費も増加基調に推移しました。

海外におきましては、米国・中国経済は概ね堅調に推移し、欧州でも好調な外需により輸出が拡大し、回復基調で推移しました。

このような経済情勢のもと、当社グループでは「お客様満足度の最大化」の実現に向け、グローバル化の推進、新製品の研究開発及び新規事業の開拓、「ビジネススピードの改善」に努めてまいりました。また、企業の社会的責任の一環として環境保全活動にも積極的に取り組み、ISO14001認証取得と共に、業界でもいち早く対象機種すべてにRoHS指令（電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限指令）への対応を完了いたしました。

工業分野

当社グループの主要市場である工業分野につきましては、世界的な電子・半導体業界の復調を背景に、特に国内及び欧州での売上高が堅調に推移し、当期計画達成に大きく貢献しました。米国においては、画像処理業界の統合・再編成を受けて伸びは鈍化しましたが、販売体制強化のための組織の見直しを図りました。

また、ハロゲン照明・蛍光灯市場への置き換え攻略商品として、多くの新製品を発売いたしました。特に以下の新製品は従来の画像処理市場のみならず自動車業界や三品業界（食品、医薬品、化粧品）など新市場への浸透も進んでおります。

ハロゲンと同等の明るさを実現したラインセンサカメラ用LED照明「H L N Dシリーズ」は、画像処理用照明市場におけるシェア拡大に貢献しております。

ハロゲン投光器との置き換え可能な高輝度LEDスポットライト照明「HSLシリーズ」は、低消費電力・長寿命というLEDのメリットを活かし、ハロゲン投光器に比べて大幅に二酸化炭素削減を図ることが可能になることから、環境にやさしい照明としても評価をいただいております。

業界初の画期的な技術を用いたフラットドーム照明「LFXシリーズ」は、フラットな形状でありながら従来のドーム型照明の機能を合わせ持っているため応用範囲が広く、ターゲット市場である三品業界のみならず、画像処理業界でも高い評価を受けております。

当社では、シリコンサイクルの影響を軽減するためにも自動車業界や三品業界への参入が不可欠と考え、当期においても着実にそれらの市場からの売上高を伸ばしております。

これからも商品ラインナップの拡充及びシェア拡大に注力してまいります。

顕微鏡分野

顕微鏡分野では、新製品の開発が進み、製品ラインナップの充実が図られました。特に今年の6月には、ハロゲンファイバーの置き換えが可能な明るさを実現した画期的な製品、高輝度LEDデュアルファイバー照明「PMLシリーズ」を市場に投入しております。それら新製品の発売により、当期は前期を上回る実績を上げ、本格的に売上に貢献しはじめてまいりました。

農業・医療分野（新規事業）

新規事業分野におきましても、新製品を発売し、市場の開拓に努めました。農業・医療分野では、今年の3月に植物育成の研究用途に適した小型版LED照明ユニット「I S - m i n i」シリーズを製品化いたしました。また、千葉県野田市にあります植物育成実験プラントでは、蛍光灯を光源とする植物育成の工業化の実証実験が一段落し、今後LED照明に置き換えていくための基礎固めができました。

以上の結果、当期の売上高は主に工業分野の売上増加により4,209百万円（前期比27.1%増）となりました。また、経常利益は692百万円（前期比87.4%増）、当期純利益は448百万円（前期比98.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は73,906千円であります。
その主なものは、工具器具備品64,147千円等であります。

(3) 資金調達の状況

当期中における資金調達は、次のとおりであります。

- ① 平成18年3月に運転資金として、長期借入金160,000千円を調達いたしました。
- ② 新株予約権110株の行使（1株当たり発行価額60千円）により、6,600千円を調達いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 10 期 (平成15年7月期)	第 11 期 (平成16年7月期)	第 12 期 (平成17年7月期)	第 13 期 (平成18年7月期)
売 上 高	2,256,876	3,169,728	3,310,729	4,209,573
経 常 利 益	376,438	597,531	369,322	692,106
当 期 純 利 益	229,667	377,767	226,625	448,865
1株当たり当期純利益(円)	314,302.87	24,414.29	11,223.38	21,905.00
総 資 産	1,497,848	2,930,913	3,228,790	3,754,183
純 資 産	813,771	1,950,630	2,170,955	2,595,761
1株当たり純資産(円)	968,775.72	97,759.09	106,211.13	126,314.40

- (注) 1. 平成16年1月26日開催の取締役会決議により、平成16年3月1日をもって1株を10株に分割いたしました。なお、第11期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 第10期は、環境に左右されない顧客構造への転換を図ると共に品質保証機能の強化により製品の差別化を推し進め、大幅な増収、増益となりました。
4. 第11期は、IT・半導体分野における設備投資の増加等を受けると共に、ソリューション型顧客アプローチによる販売力強化により、増収、増益となりました。
5. 第12期は、当社の主要市場である画像処理業界において、在庫調整による設備投資の手控え等が影響したものの、顧客ニーズに対応した新製品の拡販に努めた結果、若干の増収となりましたが、積極的な研究開発や組織体制強化に向けた人員計画を推進したことにより、減益となりました。
6. 第13期は、前記(1)「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
CCS America, Inc.	500 千USD	100.0%	L E D 照 明 装 置 及 び 制 御 装 置 の 販 売
RDV(S) PTE LTD	50 千SGD	100.0%	画 像 処 理 関 連 製 品 の 製 造 及 び そ の 販 売
CCS Europe NV	230 千EUR	100.0%	L E D 照 明 装 置 及 び 制 御 装 置 の 販 売

② 企業結合の結果

当社の連結子会社は上記3社であり、当連結会計年度の連結売上高は48億30百万円(前連結会計年度比29.9%増)、当期純利益は5億24百万円(前連結会計年度比127.5%増)であります。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、企業ビジョンとして「新たな光産業を創出し、光の世界企業を目指す」を掲げ、中期的な経営方針として以下の5つをあげて取り組んでまいります。

- ・ 事業規模の拡大
- ・ 新たな光事業の創出と確立
- ・ 競争力の強化
- ・ 事業基盤の強化と社会的信用の確立・向上
- ・ 人材の育成

当社グループは、上記に述べた方針・戦略を遂行するため、以下の4点を特に重要課題として認識しております。

① ハロゲン・蛍光灯置き換え戦略によるLED照明の浸透化

工業分野におきましては、従来の電子・半導体市場に加えて、ラインセンサ市場や、三品（食品、医薬品、化粧品）及び自動車業界向けの新商品開発を進め、現在、検査装置等で主に照明として使われているハロゲン照明や蛍光灯の置き換え需要を喚起してまいります。当期におきましても、当該市場向けに新製品を投入しており、業績に貢献しております。

② 光技術研究所新設による新規事業分野の開拓促進

工業分野における新たな市場の開拓に加えて、顕微鏡分野、農業・医療分野における事業の推進は当社グループが取り組むべき重要課題の一つと認識しており、引き続き注力してまいります。また、新規分野開拓の礎となる新規分野の研究開発は、当社の生命線として注力すべきであるとの認識から、平成18年8月より光技術研究所という新規分野の研究開発に特化した部署を新設し、積極的に取り組んでまいります。

③ トータルソリューションのグローバル展開

当社グループ全体でのトータルソリューションと顧客満足の最大化を図るため、グローバル体制の強化は今後の当社グループの発展における最重要課題の一つであると認識しております。

前期において当社グループは、日本、米国、欧州、アジアの4極体制を構築いたしました。海外子会社が販売会社から開発・生産が可能な組織に脱皮するため、現地における技術サポートの強化や、全世界的な開発・生産体制を確立し全体最適化を図るなど、グループとしてより強固なグローバル体制を確立してまいります。

④ 特許戦略による差別化の強化

知的財産を強化することは、当社グループの優位性の確立並びに維持するための重要な課題であるだけでなく、業界リーダーとして模範を示すための当然の責務であると考え、さらに積極的に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容(平成18年7月31日現在)

発光ダイオード(以下、LED)を光源とする照明装置及びLED照明装置の調光等の機能を有する制御装置の製造、販売を主たる事業としております。事業分野は、主な分野である工業分野に顕微鏡分野及び農業・医療分野を加え、以下のとおりとなっております。

分 野	事業内容
工 業 分 野	LED照明装置及び制御装置の開発・製造・販売を行っております。工業分野においてLED照明は、主に画像処理装置の照明として生産ラインで使用される製造装置や検査装置に組み込まれて使用されております。
顕 微 鏡 分 野	顕微鏡光源用LED照明装置及び制御装置の開発・製造・販売を行っております。
農 業 ・ 医 療 分 野 (新 規 分 野)	農業(バイオ)分野では植物育成用LED照射装置及び制御装置、またLED照射装置等を組み込んだ植物育成装置の開発・製造・販売を行っております。また、植物育成実験プラントを運営し、レタス等の野菜の生産・販売を行っております。医療(メディカル)分野では医療用LED照明応用製品の開発・製造・販売を行っております。

(8) 主要な事業所(平成18年7月31日現在)

本社 京都市上京区
工場 本社工場(京都市上京区)
営業所 東京営業所(東京都品川区)
駐在員事務所 上海代表處(中国上海市)

(9) 使用人の状況(平成18年7月31日現在)

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
170名	3名増	36.1歳	3.5年

(注) 上記の使用人数は就業人員であり、臨時従業員数の平均人員を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況(平成18年7月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社東京三菱UFJ銀行	256,678千円
株式会社みずほ銀行	74,576千円
株式会社京都銀行	76,000千円

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況(平成18年7月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,600株
- ② 発行済株式の総数 20,550株
(注) 新株予約権の行使により110株増加いたしました。
- ③ 株主数 3,047名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
米 田 賢 治	7,750 株	37.7 %

3. 会社役員に関する事項(平成18年7月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 等
代 表 取 締 役 社 長	米 田 賢 治	
常 務 取 締 役	和 田 浩 興	営 業 本 部 長
取 締 役	吉 田 新 樹	技 術 本 部 長
取 締 役	松 室 伸 二	管 理 本 部 長
取 締 役	村 上 豊	生 産 本 部 長
常 勤 監 査 役	入 江 英 典	
監 査 役	河 内 英 昭	

(注) 決算期後の取締役の異動(平成18年8月1日現在)

氏 名	変 更 後	変 更 前
米 田 賢 治	代 表 取 締 役 社 長 兼 営 業 本 部 長	代 表 取 締 役 社 長
和 田 浩 興	生 産 本 部 長	営 業 本 部 長
村 上 豊	環 境 ・ 品 質 保 証 室 長	生 産 本 部 長

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	99,150千円
監 査 役	2名	11,850千円
合 計	7名	111,000千円

(注) 上記のほか、平成17年10月28日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

辞任取締役2名 5,580千円

4. 会社の体制及び方針

内部統制システムの構築に関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、平成18年8月9日に開催された取締役会において内部統制システム構築に関する基本方針を決定しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守すると共に「取締役会規程」、「監査役監査規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割及び責任を明確にする。取締役及び使用人は、全社、各部門及びグループ会社の単位で、これらの関連規程に服することを徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに社内規程の「文書管理規程」に基づき適切に保存し、取締役、監査役が閲覧、謄写可能な状態で管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行に係る種々のリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備する。不測の事態が発生した場合には、取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害を最小限に留めるための体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の業務執行状況の監督を行う。取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、幹部社員で構成する経営会議において業務執行責任及び結果責任を明確にする体制とする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社管理に関する規程を整備し、グループ会社を管理・監督・指導する主管部署を定めることにより、グループ会社のガバナンスが確保できる体制を整える。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役に遅延なく報告するものとする。前記に係わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。また、監査役は、代表取締役、内部監査部門及び監査法人と必要な情報交換に努め、当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

◎ 事業報告中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(平成18年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,638,179	流動負債	754,052
現金及び預金	628,385	買掛金	157,782
受取手形	645,973	一年以内返済予定長期借入金	118,556
売掛金	679,988	未払金	179,050
製品	224,184	未払費用	5,780
原材料	210,654	未払法人税等	194,385
仕掛品	130,146	未払消費税等	22,482
貯蔵品	3,408	預り金	6,673
前払費用	8,921	賞与引当金	52,317
繰延税金資産	44,554	役員賞与引当金	15,400
短期貸付金	58,971	その他	1,624
その他	3,267	固定負債	404,369
貸倒引当金	△275	長期借入金	288,698
固定資産	1,116,003	退職給付引当金	20,272
有形固定資産	719,625	役員退職慰勞引当金	95,399
建物	361,024	負債合計	1,158,422
構築物	145	純資産の部	
車両運搬具	1,608	株主資本	2,595,761
工具器具備品	117,112	資本金	457,950
土地	239,733	資本剰余金	573,250
無形固定資産	81,120	資本準備金	573,250
ソフトウェア	41,297	利益剰余金	1,564,561
ソフトウェア仮勘定	39,393	利益準備金	7,000
その他	429	その他利益剰余金	1,557,560
投資その他の資産	315,257	特別償却準備金	2,420
関係会社株式	171,383	固定資産圧縮積立金	84
出資金	60	別途積立金	1,090,000
破産債権、更生債権その他 これらに準ずる債権	609	繰越利益剰余金	465,056
長期前払費用	1,137	純資産合計	2,595,761
繰延税金資産	51,966	負債・純資産合計	3,754,183
長期貸付金	50,000		
差入保証金	21,361		
保険積立金	19,357		
貸倒引当金	△619		
資産合計	3,754,183		

損 益 計 算 書

(平成17年 8月 1日から
平成18年 7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,209,573
売 上 原 価		1,724,020
売 上 総 利 益		2,485,552
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,794,192
営 業 利 益		691,360
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,792	
そ の 他	12,531	15,324
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,876	
そ の 他	6,700	14,577
経 常 利 益		692,106
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,203	
訴 訟 和 解 金	6,500	8,703
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	81	
固 定 資 産 除 却 損	4,755	4,837
税 引 前 当 期 純 利 益		695,972
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	256,000	
法 人 税 等 調 整 額	△8,893	247,106
当 期 純 利 益		448,865

株主資本等変動計算書

（平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計		
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成17年7月31日残高	454,650	569,950	569,950	7,000	6,278	2,258	890,000	240,818	1,146,355	2,170,955	2,170,955
事業年度中の変動額											
新株の発行	3,300	3,300	3,300						-	6,600	6,600
特別償却準備金の取崩			-		△1,874				1,874	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			-			△1,609		1,609	-	-	-
特別償却準備金の取崩			-		△1,983			1,983	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			-			△564		564	-	-	-
別途積立金の積立			-				200,000	△200,000	-	-	-
剰余金の配当			-					△30,660	△30,660	△30,660	△30,660
当期純利益			-					448,865	448,865	448,865	448,865
事業年度中の変動額合計	3,300	3,300	3,300	-	△3,857	△2,173	200,000	224,237	418,205	424,805	424,805
平成18年7月31日残高	457,950	573,250	573,250	7,000	2,420	84	1,090,000	465,056	1,564,561	2,595,761	2,595,761

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券（時価のないもの）……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料……………移動平均法による低価法
仕掛品……………移動平均法による原価法
貯蔵品……………最終仕入法による原価法

3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産……………定率法によっております。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
- (2) 無形固定資産……………定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能見込期間（5年）による定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費……………支出時の費用としております。

5. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を考慮して回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期に負担すべき金額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員に対する退職金の給付に備えるため、退職給付債務及び年金資産見込額に基づき計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 会計方針の変更

(1) 役員賞与に関する会計基準

当事業年度から、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は15,400千円減少しております。

(2) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。なお、これにより損益に与える影響はありません。

(3) 収益計上区分の方法の変更

当事業年度から、植物栽培事業より生じる収益及び費用について、営業外収益及び販売費及び一般管理費に計上する方法から、売上高及び売上原価に計上する方法に変更しております。この変更は、新たに内部組織として、植物事業課を充足させ、今後の事業展開を行うことになったため、当社の主たる営業取引として認識し、経営成績をより適正に表示するために行ったものであります。この変更により、従来と同一の方法によった場合と比較して売上高が48,393千円、売上原価が120,551千円多く計上されており、販売費及び一般管理費は110,902千円少なく計上されております。これにより、営業利益は38,743千円多く計上されており、営業外収益は同額減少しております。なお、経常利益及び税引前当期純利益並びに当期純利益への影響はありません。

(4) 貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準

当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は2,595,761千円であります。

(5) ストック・オプション等に関する会計基準等

当事業年度から、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日）を適用しております。これにより、損益に与える影響はありません。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 子会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	177,544千円
	長期金銭債権	50,000
	短期金銭債務	778
2. 有形固定資産の減価償却累計額		215,834千円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	750,838千円
	営業取引以外の取引高	2,723

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 前事業年度の末日における発行済株式の総数 20,440株
2. 当事業年度に増加した株式の数 110株
3. 当事業年度の末日における発行済株式の総数 20,550株
4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 平成17年10月28日開催の第12回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	30,660千円
1株当たり配当額	1,500円
基準日	平成17年7月31日
効力発生日	平成17年10月31日

(2) 平成18年10月27日開催予定の第13回定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	41,100千円
1株当たり配当額	2,000円
基準日	平成18年7月31日
効力発生日	平成18年10月30日

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
一括償却資産	2,330千円
賞与引当金	21,240
貸倒引当金	199
退職給付引当金	8,230
役員退職慰労引当金	38,732
事業税	17,470
たな卸資産	1,894
その他	8,134
繰延税金資産合計	98,233
繰延税金負債	
特別償却準備金	△1,654
固定資産圧縮積立金	△57
繰延税金負債合計	△1,712
繰延税金資産の純額	96,521

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 事業年度末日における取得価額相当額	34,700千円
2. 事業年度末日における減価償却累計額相当額	5,056
3. 事業年度末日における未経過リース料相当額	29,968

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	126,314円40銭
2. 1株当たり当期純利益	21,905円00銭

VIII. その他の注記

(役員退職慰労引当金)

平成18年7月10日開催の取締役会において、平成18年10月開催予定の定時株主総会最終の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決定しております。

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年8月1日から平成18年7月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めると共に、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成18年9月22日

シーシーエス株式会社

常勤監査役 入 江 英 典 ㊞

監 査 役 河 内 英 昭 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第13期 計算書類承認の件

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は添付書類(14項から20頁まで)に記載のとおりであります。

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第13期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、41,100,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年10月30日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 400,000,000円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)(以下、これらを合わせて「会社法等」という)がそれぞれ平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 端株制度廃止に伴い文言の削除をするものであります(変更案第6条、第9条、第10条、第32条、第33条)。

- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様これらを提供したものとみなされることから、情報開示の充実に資するよう規定を新設するものであります(変更案第14条)。
- ③ 緊急時や議案の内容に応じて取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります(変更案第24条)。
- ④ 取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定を新設するものであります(変更案第26条、第30条)。

なお、変更案第26条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- ⑤ 会社法等の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされたことから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。
- ・ 変更案第4条(機関)
当社に取締役会及び監査役を置く旨の定め。
 - ・ 変更案第7条(株券の発行)
当社は株券を発行する旨の定め。
 - ・ 変更案第9条(株主名簿管理人)
当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。
- (2) 今後の機動的な資本政策を遂行するため、当社の発行可能株式総数を増加するものであります(変更案第6条)。
- (3) 取締役の経営責任をより明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮し、あわせて任期の調整に関する規定を削除するものであります(変更案第19条)。

(4) その他、会社法等の施行に伴い、条文の加除及び移設に伴う条数の変更等を行うと共に、一部字句及び表現の整理等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、シーシーエス株式会社と称し、英文では C C S I n c . と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製造物の生産・検査・観察用途の照明機器の開発、製造および販売 2. 電子応用装置の開発、製造および販売 3. 電子制御機器に関する開発、製造および販売 4. 電子計測システム、画像処理システムの開発、製造および販売 5. 測定器、分析機器、計測機器の開発、製造および販売 6. 光学機器の開発、製造および販売 7. 電子部品、産業用ロボットの組立加工機器の開発、製造および販売 8. ファクトリーオートメーションの企画、設計 9. 植物の育成、栽培を用途とする装置の開発、製造および販売 10. 植物の栽培促進に関するノウハウの研究、開発および販売 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>11. 農産物の生産、販売および輸出入</p> <p>12. 医療用機械器具の開発、製造および販売</p> <p>13. 商業施設照明の開発、製造および販売</p> <p>14. 情報提供サービス業</p> <p>15. コンピュータソフトウェアの開発、販売</p> <p>16. 総合リース・レンタル業</p> <p>17. 各種コンサルティング業</p> <p>18. 各種講演会ならびに研修会の企画、開催</p> <p>19. 国内外における特許権、実用新案権等の工業所有権その他の無体財産権、技術、ノウハウ等の取得、企画、開発、保全、利用、売買、賃貸借、仲介</p> <p>20. 出版、印刷業</p> <p>21. 上記各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を京都市に置く。 (新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、<u>電子公告によることのできない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数および端株の割合)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 33,600株とする。</p> <p>② 当社の端株原簿に記載すべき端 数の 1 株に対する割合は、100分 の 1 とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1 項第2号の規定により</u>、取締役会 の決議をもって自己株式を買受け ることができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>毎年7月31日の最終の 株主名簿（実質株主名簿を含む。 以下同じ。）に記載または記録さ れた議決権を有する株主（実質株 主を含む。以下同じ。）をもつ て、その決算期の株主総会におい て権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、 取締役会の決議によりあらかじめ 公告して、臨時に基準日を定める ことができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式および端株につき 名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議によつ て選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 60,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項 の規定に基づき</u>、取締役会の決議 をもって<u>市場取引等により自己の 株式を取得することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置 く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議をもつ て定め、これを公告する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>③ <u>当会社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取りおよびその他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当会社において取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式および端株に関する取り扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 <u>当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 <u>株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>	<p>③ <u>株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領および結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、議長となる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>会日の3日前までに</u>発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長・取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに</u>各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>② 取締役会の決議をもって、取締役会長、<u>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p><u>(取締役の報酬および退職慰労金)</u></p> <p>第24条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第24条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の員数) 第25条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第28条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の員数) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第28条 監査役は、<u>株主総会の決議により</u>選任する。</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内</u>に終了する最終の<u>事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の責任免除) 第30条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第29条 当会社の営業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第30条 当会社の利益配当金は、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対してこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第31条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第32条 当会社の利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの<u>1 年</u>とする。</p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p>第32条 当会社は、毎年 7 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、<u>期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当および基準日)</p> <p>第33条 当会社は、毎年 1 月 31 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。</p>

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式数
1	米田賢治 (昭和28年4月26日生)	平成5年10月 当社設立 代表取締役社長 平成18年8月 当社代表取締役営業本部長 (現任) 現在に至る	7,750株
2	吉田新樹 (昭和24年4月25日生)	平成11年4月 株式会社パトライト入社開発 本部長 平成12年6月 同社取締役開発本部長 平成16年5月 当社顧問 平成16年8月 当社技術本部長(現任) 平成16年10月 当社取締役(現任) 現在に至る	一株
3	松室伸二 (昭和24年5月1日生)	平成13年2月 イシンホーム株式会社(現株 式会社イシン)入社 平成13年3月 同社 管理部長 平成13年5月 同社 取締役 平成16年11月 当社入社 経理部長代理 平成16年12月 当社経理部長 平成17年8月 当社管理本部長(現任) 平成17年10月 当社取締役(現任) 現在に至る	一株
4	村上豊 (昭和23年10月21日生)	昭和49年4月 株式会社デンソー入社 平成15年1月 太平洋精工株式会社へ出向 同社 理事統括部長 平成17年1月 株式会社デンソー帰任 株式会社デンソー退社 平成17年2月 当社顧問 平成17年3月 当社顧問 平成17年8月 当社生産本部長 平成17年10月 当社取締役(現任) 平成18年8月 当社環境・品質保証室長 (現任) 現在に至る	一株

(注) 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます和田浩興氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
和田浩興	平成13年10月 当社取締役 平成17年10月 当社常務取締役 現在に至る

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、平成18年7月10日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって、廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第4号議案が承認されることを条件として重任される取締役4名及び在任中の監査役2名に対し、本総会終結の時までの在任期間における労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、贈呈の方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
米田賢治	平成5年10月 代表取締役社長 現在に至る
吉田新樹	平成16年10月 取締役 現在に至る
松室伸二	平成17年10月 取締役 現在に至る
村上豊	平成17年10月 取締役 現在に至る
入江英典	平成13年10月 常勤監査役 現在に至る
河内英昭	平成15年10月 監査役 現在に至る

第7号議案 役員賞与支給の件

当期の労に報いるため、当期末時点の在任取締役5名及び監査役2名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与として1,400万円、監査役賞与として140万円、総額1,540万円を支給することといたしたく存じます。

なお、各取締役に対する金額は取締役会に、各監査役に対する金額は監査役の協議により決定することといたしたいと存じます。

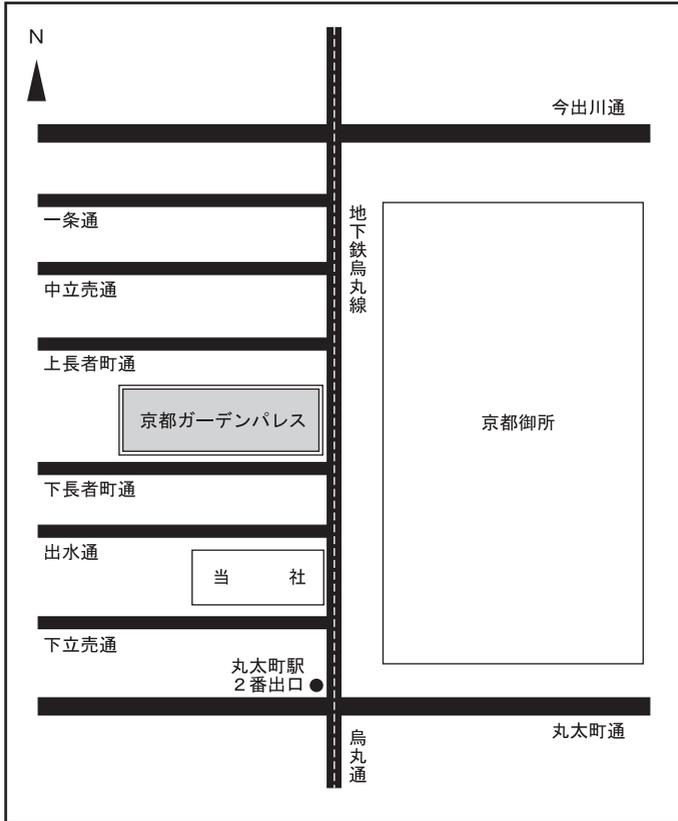
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内

会 場 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス
2階 葵の間
電話 : 075-411-0111



地下鉄烏丸線丸太町駅 2番出口から徒歩8分